

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言 (平成 26 年度調査報告)

平成 27 年 3 月

国立公文書館の機能・施設の在り方
等に関する調査検討会議（内閣府）

(目 次)

1. 趣旨・背景

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

(1) 憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

(3) 公文書の重要性を象徴する施設の国会周辺への立地

3. 調査検討会議における今後の検討

1. 趣旨・背景

- 公文書は、政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどる歴史的事実の集積であり、広く国民が主体的に利用できるようにすることを通じて、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である。そして、国の歴史資料として重要な公文書を保存する国立公文書館の存在は、これまでの歴史や価値を文書や記録という形で世代を超えて受け継ぎ、今を生きる国民に対して説明責任を果たすとともに、次代を担う子供たちに生きた歴史に親しみ、体感する機会を提供することで将来につなげていく機能を果たすという、いわば我が国の過去・現在・未来を結ぶ施設とも言うべき大事な財産である。
- 平成 21 年の「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）の制定によって、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」（第 1 条）と位置付けられるなど、近年国民の間での文書や記録への意識が高まっていることを反映して、国立公文書館が果たす機能の重要性はなお一層増しているところである。しかしながら、国立公文書館の現状の機能・組織をみると、民主主義を支える施設として不可欠である展示や学習といった機能を前提とはしておらず、職員数や文書の所蔵量を比較しても諸外国と比べ著しく見劣りする状況である。さらに、国立公文書館に移管された公文書は、永久に保存する義務があるが、書架は残り数年で満架となることが見込まれている。こうしたことから、主権者である国民が公文書を民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として主体的に利用できる状況にあるとはいいがたく、公文書管理法の成立等近年の公文書管理をめぐる動きを踏まえた上で、国立公文書館の機能・施設の在り方を今改めて検討する必要がある。

【諸外国の国立公文書館との職員数・所蔵公文書書架延長の比較】

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
職員数	47 人	2,720 人	600 人	570 人	790 人	340 人
所蔵量	59 km	1,400 km	200 km	380 km	300 km	177 km

- また、昭和 46 年に設置された現状の国立公文書館の施設の在り方に関する議論については、公文書管理法制定時からの継続的な課題となっている。

【「時を貫く記録としての公文書の在り方」～今、国家事業として取り組む～
(平成 20 年 11 月 4 日公文書の在り方等に関する有識者会議最終報告)】

- 国民等が公文書を利用するに当たっての便宜、国の機関の便宜性と機動性の確保、更には国民のアイデンティティ意識の向上に対する貢献等に配慮し、老朽化・陳腐化が進んでいる狭隘な国立公文書館の施設については、国民が利用しやすいことはもちろん、行政府・立法府・司法府の職員が随時利用できるように霞が関地区周辺を念頭に置き、計画的に整備を図るよう早急に検討を開始する必要がある。

- 国会においては、昨年 2 月、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」(以下「議員連盟」という。(会長：谷垣禎一衆議院議員))が超党派で設立され、昨年 5 月及び 6 月に、内閣総理大臣、衆参両院議長及び最高裁判所長官に対し、

「国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する『新たな国立公文書館』を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべき」

との考え方から、

- (1) 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- (2) 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとすること。
- (3) 政府は、(1) 及び (2) を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

との要請が行われた<資料 4～7>。

- 我が国の国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から、幅広く調査検討を行うため、昨年５月、内閣府特命担当大臣（公文書管理担当）決定により、政府において本調査検討会議が開催されることとなった＜資料１＞。
- 本調査検討会議は、昨年８月に新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性として「中間提言」を取りまとめ＜資料８＞、その後、１１月から１２月にかけて、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリアの５か国を対象とした海外現地調査を実施した＜資料９＞。この提言は、海外の事例なども踏まえ、本調査検討会議として考える新たな国立公文書館の展示・学習機能を中心とした望ましい方向性を示す。なお、この提言は、行政府の範囲にとどまらず、立法府の所管にわたる内容も含むものとなっている。今後、これらの諸論点について、立法・司法・行政の三権の理解が共有されることを期待しつつ、調査検討会議として考える望ましい方向性を示すこととする。

２．新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

- 本調査検討会議では、昨年５月以来、国立公文書館の機能・施設の現状を踏まえ、今後果たすべき機能とその在り方について、「展示」、「学習」、「研修・人材育成」、「保存」、「修復」、「収集」、「情報発信」、「デジタルアーカイブ」等の幅広い論点について検討を行ってきた＜資料２、３＞。こうした検討の中では、
- ・ 所在情報の集約や他機関とも連携した「デジタルアーカイブ」の推進
 - ・ 諸外国と比べて著しく見劣りする「専門職員など人員」の養成体制や人材充実
 - ・ 民間や外国に点在する公文書関連資料の積極的な「収集」
 - ・ 劣化が進む公文書の「修復」の促進
- などについて、特に重要との議論があったところである。これらの機能については、国立公文書館がその役割を十分に果たす上で、いずれも不可欠の重要な機能であり、それぞれの機能について今後更なる検討が必要である。

また、政府においては、これまでの議論も踏まえ、平成27年度には国立公文書館の人員体制が強化されとのことであり、その他の事項についても、政府において引き続き早急に充実・強化に取り組むべきである。

【国立公文書館の現状（平成26年3月現在）】

- ・職員：47名
- ・所蔵公文書：約135万冊（憲法・法律・勅令等の案や原本など）
- ・機能：公文書の保存、整理、修復、利用、調査研究、研修など
- ・本館：東京都千代田区北の丸公園（地上4階地下2階）
敷地面積：約4,000 m² 建物面積：約11,550 m²
書架延長：34,850m（うち、31,739m（約91%）使用中）
- ・分館：茨城県つくば市上沢（地上3階）
敷地面積：約25,000 m² 建物面積：約11,250 m²
書架延長：37,446m（うち、27,638m（約74%）使用中）



（本館（北の丸公園））



（分館（つくば））



（本館閲覧室）



（本館書庫）

- 以上の検討状況等も踏まえ、この「提言」は、昨年8月に「中間提言」として発表した次の（１）～（３）について、平成26年度分の調査検討会議報告として意見を取りまとめたものである。

（１） 憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

- 公文書管理法第1条は、公文書が「国の活動や歴史的事実の記録」であり、「健全な民主主義の根幹を支える知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」にかんがみ、国立公文書館の機能・施設を含む公文書管理の目的を「現在及び将来の国民への説明責任」等にあると規定している。

【公文書管理法】

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

- 公文書管理制度全体の中で、国立公文書館は永久に保存すべき歴史資料として重要な公文書の散逸を防止して保存・利用を図るという機能を担うが、この機能の在り方については、国の政策決定過程の「透明性の確保」という観点と、国のかたちや国家の記憶を将来につないでいく「国民共有の歴史的・文化的な資産」という観点の、2つの観点から考える必要がある。
- 国の政策決定過程の「透明性の確保」という観点からは、国民が国立公文書館の保存する公文書にいつでもどこでもアクセスできるような環境整備を進め

ていくことが重要であり、インターネットを通じた情報提供等を進めるべきである。現在、「国立公文書館アジア歴史資料センター」のほか、「国立公文書館デジタルアーカイブ」などの取組が行われているが、現状では所蔵公文書の約1割程度のデジタル化比率にとどまっている。所蔵公文書のデジタル化比率について、引き続き、充実・拡大に取り組むことが必要である。

【国立公文書館アジア歴史資料センター】

インターネットを通じ、近現代における日本とアジア近隣諸国等に係る重要な公文書等（国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵）のデジタルデータを広く国内外に情報提供を行うデジタルアーカイブ（公開画像数：約2,810万画像）



（国立公文書館アジア歴史資料センターホームページ）

- 「国民共有の歴史的・文化的な資産」という観点での取組については、諸外国の国立公文書館では極めて重要視されているのに対して、我が国ではほとんどその機能を有していないとも言える状況にある。
- すなわち、我が国の国立公文書館はそもそも本格的な展示機能を有しておらず、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法については、昨年からレプリカを常時展示するといった取組を始めているところではあるが、原本自体は貴重書庫に保存されており、通常、国民は直接目にすることができない。



(大日本帝国憲法（御署名原本）)

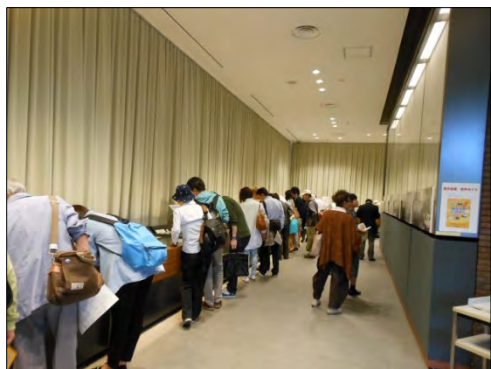


(終戦の詔書（御署名原本）)



(日本国憲法（御署名原本）)

○ こうした中、国立公文書館では、1階ホール（560㎡）を活用して、本年3月から海外の公文書館との初めての共催による「JFKーその生涯と遺産」展（アメリカ・ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館との共催。平成27年3月6日～5月10日）を開催している。ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館所蔵資料の展示に当たっては、同館の文書保護の水準を満たすため、セキュリティの強化や展示ケースの新設を始めとする照度や温湿度の管理等を厳格に行うための新たな環境整備を行う必要が生じた。現在の国立公文書館の展示スペースは、公文書の原本等を展示するための国際的な水準を満たしておらず、現状では海外の貴重な公文書を受け入れられないという極めて不十分な状態にある。



(1階ホールにおける特別展の様子)



(「JFKーその生涯と遺産」展)

○ これに対して、諸外国の国立公文書館においては、国の活動の証しであり歴史的事実の記録である憲法や独立宣言などを「展示」する機能が重視されており、国立公文書館は、多様な分野や世代の人々が訪れ、実際に公文書等の原本に接することにより、国のかたちや国家の記憶を将来につないでいく「場」としての役割を果たすことが重視されている。

○ 例えばアメリカにおいては、アメリカ独立宣言、合衆国憲法、権利章典といった国の成り立ちに関する展示を通じて、建国の理念を再確認し、これからの国づくりに自分自身も参加するという意思を育てるという意図が明確となっている。公文書管理は、過去を保存することだけではなく、これからの国づくりを進めるために国民の主体的な参画を促す重要で積極的な意味を持つ分野として位置付けられている。



(アメリカ国立公文書館・ワシントンDCのロタンダ (円形展示室))



(アメリカ独立宣言)



(アメリカ合衆国憲法)

- また、諸外国の国立公文書館は、日常的に多くの学生・生徒等が訪れており、歴史的公文書の原本等に身近に接することを通じて国の歴史を学ぶことを促す「学習」機能を果たしているが、我が国の国立公文書館ではそのような光景はまれである。

【諸外国における展示エリアへの入場者数（年間）】

アメリカ（2013 年）	フランス（2011 年）	日本（2013 年度）
823,634 人	180,880 人	25,246 人

※日本（国立公文書館）の入場者数は春・秋の特別展と企画展を合計したもの。

- 各国においては、公文書館における所蔵資料や施設そのものを活用した形で、児童・生徒たちに自ら考えさせる学習プログラムを実施している。公文書館において、公文書の内容を理解するとともに、そうした学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要である。



(アメリカ国立公文書館・学習センター)



(フランス国立公文書館での学習)

- こうした展示や学習に関する基本的な考えを踏まえ、具体的な展示の手法として、アメリカなどで実施されているタッチパネルなどのデジタル技術を活用した展示は、来館者の理解や関心等に応じて、関連する情報を分かりやすく一体的に提供できる点において有効であると考えられる。



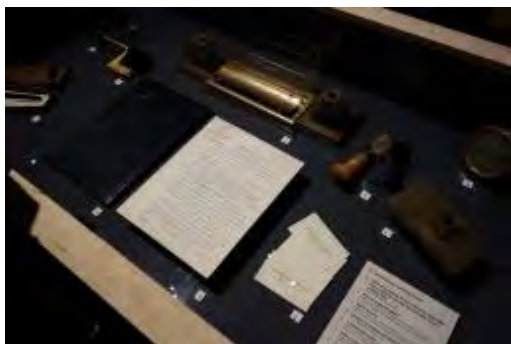
(デジタル技術を活用した展示 左：アメリカ 右：イギリス)

- また、学習プログラムの実施に当たり、イギリスでは、公文書館職員が学校に出向いて行うアウトリーチ活動や、ホームページ上に学習のための教材を掲載することなどにより、学校教育の一環として公文書館所蔵の公文書を活用し、情報を保存・活用することの重要性を伝えている。
- さらに、展示や学習機能を十分発揮するためには、そうした機能を担う人材や組織づくりなどの環境整備も重要である。各国においては、アーキビストにとどまらず、展示や学習に関する専門知識を持った職員の活用や、企画に則した外部有識者等との連携により、公文書館における展示や学習に関する質の向上を図っている。
- 公文書館からの情報発信については、アメリカでは、メディアやデザインなど18名の多様な経験を持つチームが、またイギリスでは広報を担当するマーケティング・コミュニケーション部門について13名の専門チームが構成されているなど、各国ともソーシャルメディアの活用等も含め力を入れ、来館者を増やし、国民に情報を届ける取組を行っている。



(イギリス国立公文書館における「友の会」会報や入会案内)

- 一つのテーマを展示する際に、公文書館が所蔵する資料だけでなく、他機関の所蔵する資料を併せて展示することにより来館者の興味を一層深めている。また、展示を含め公文書館の運営に当たり、ボランティアの協力や寄附金等も活用するなどの取組についても参考になると考えられる。



(フランス国立公文書館 様々な機関から協力を受けたペタン首相関係資料の展示)



(ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館

文書だけではなく、施設全体を活用し臨場感を感じさせる工夫をした展示)

- 以上からも明らかなように、我が国の国立公文書館は、憲法に代表される国の重要歴史公文書を過去から現在、そして次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ、体感するという経験によって未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す上で、重要な役割を担うべき施設である。そのため、広く社会や関係機関・団体と連携・協力を図りつつ、展示や学習という新たな機能を通じて、公文書管理が国の将来を支える施策分野であるとの国民の認識・理解を深めていくことが重要である。

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 平成21年の公文書管理法の制定によって、行政府の各府省は、歴史資料として重要な公文書を原則として最長30年の保存期間満了後に、国立公文書館等へ移管することが義務づけられるとともに、移管後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年）に準じた公文書管理法の規定により、利用・公開することとされた。

【行政府の文書の移管後の利用・公開】

行政機関からの移管文書については、利用制限事由に該当する部分以外は公開が原則である。利用制限事由は公文書管理法第16条1項1号に規定されており、個人情報、法人情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報等である。不服審査は第三者機関である公文書管理委員会が行う。

- 一方で、立法府・司法府については、公文書管理法では、移管は義務ではなく、衆参両院議長及び最高裁判所長官と内閣総理大臣との協議に基づき、歴史資料として重要な文書を国立公文書館に移管できるものと規定されている。

【公文書管理法】

第14条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公

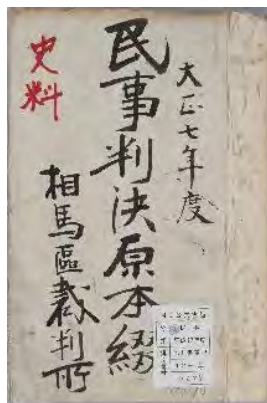
文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

○ この規定に基づき、最高裁判所が保存していた民事判決の原本については、平成21年に内閣総理大臣と最高裁判所長官の間で申合せが行われ、50年の保存期間が満了した民事判決の原本や30年の保存期間を満了した司法行政文書（裁判所規則等）を国立公文書館に移管するとともに、行政機関からの移管文書と同様のルールにより、利用・公開することとなった。

【立法府・司法府の文書の移管後の利用・公開】

立法府・司法府からの移管文書については、利用制限について、内閣総理大臣との協議による定めによって、公文書管理法第16条1項1号とは別の取り決めを行うことができることとされている（同項3号）。最高裁判所からの移管文書については、協議による定めにおいて、利用制限について「公文書管理法の規定の例による」こととしており、行政機関からの移管文書と同様の取扱いとすることとしている。



（国立公文書館に移管された民事判決原本及び保存の状況）

○ さらに、検察庁が保管している刑事訴訟記録についても、この規定に基づき、昨年 8 月に内閣総理大臣と法務大臣の間で申合せが行われ、軍法会議に係る刑事訴訟記録について、今後、保管期間（最長 100 年）が経過したものから順次国立公文書館に移管するとともに、公序良俗に反するものなどを除き、行政機関からの移管文書と同様のルールにより、利用・公開していくことが合意されたところである。

○ 立法府の文書については、我が国ではこれまでのところ国立公文書館に移管された実績がないのが現状であるが、諸外国の現状をみると、行政府に置かれた国立公文書館が議会文書を受け入れる国と、議会に独自の公文書館が置かれる国に分かれている。

【諸外国の議会の公文書館（例）】

アメリカ：行政府に置かれる国立公文書館が議会公文書館の役割

- ・ 上下両院議長は、議会の閉会に際し、非現用となった記録を国立公文書館に移管することが法定
- ・ 国立公文書館には議会記録専門のセンターが設置

イギリス、ドイツ：国立公文書館とは別に議会公文書館を設置

○ しかし、我が国において議会公文書館は設置されておらず、立法府の文書は、原則として衆参それぞれの事務局の各課で分散保存され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用もないことから一般国民による閲覧などの利用は必ずしも容易ではない。

○ また、公文書管理法第 14 条の元となった国立公文書館法（平成 11 年議員立法）制定時の国会審議においても、衆参両院議長及び最高裁判所長官と内閣総理大臣との協議による取決めに当たっては、「国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点」から、歴史資料として重要な公文書等としてどのようなものを保存すべきか等の基本的事項について検討が必要であると

議論されている。このような趣旨も踏まえ、移管が可能な文書については、公文書管理法に基づく立法府から国立公文書館への文書の移管について積極的に検討されるべきと考える。

【平成 11 年 6 月 15 日衆議院内閣委員会 国立公文書館法案審議】

- ・内閣委員長（二田孝治君） これより質疑に入ります。この際、委員長から、理事会等における各党の御意見を踏まえながら、委員会を代表して、確認の意味も込めまして、以下の三点について、本法案提出者に対して御質問を申し上げたいと思います。

その第一は、本法案第五条に規定する内閣総理大臣と国の機関との協議においては、国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点から、歴史資料として重要な公文書等についてどのような文書を保存すべきか、また、その場合の判断基準はいかにあるべきか、さらに、そのほかどのような非現用文書を国立公文書館に移管するか、その場合の手続はどのような手続によることになるのか等の基本的な事項について、政府において必要な検討がなされ、かつ、その上で各種必要な取り決めが定められ、その適切な運用が政府においてなされるものと考えておりますが、そのように理解してよろしいか、お伺いいたします。

（略）

- ・海老原参議院議員 二田委員長の御質問にお答えいたします。

まず、第一のお尋ねであります。法案の第五条は、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存するための基本的な枠組みを規定したものでございます。したがって、歴史資料として重要な公文書等が適切に保存されるためには、内閣総理大臣と国の機関との協議におきまして各種の取り決めを定めることが必要でございます。

提案者といたしましても、この取り決めを定めるに当たりましては、国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点から、歴史資料として重要な公文書等についてどのようなものを保存すべきか、その場合の判断基準はいかにあるべきか、どのようなものを国立公文書館に移管するか、その場合の手続はどのような手続によることになるか等の基本

的な事項についての検討が必要であると考えており、御趣旨のとおりだと思います。

○ 国民から見ても、「国家」、「国の成り立ち」、「国民の一体感」等に思いを巡らせ、あるいは考察を深めようとするとき、国の活動や歴史的事実の記録を保存・利用する役割を担う国立公文書館が行政のみを対象とするのでは十分とは言えない。特に、国会審議等の立法過程は、国の在り方に関する意思決定の過程の重要な一部であることから、立法府の文書を国民が閲覧・利用できるようにすることは大変重要である。したがって、三権の公文書を一体的に見ることができるようになる意義は大きいと考えられる。

○ 具体的な移管文書としては、行政機関からの移管文書と同様のルールにより利用・公開することを前提に、例えば、戦前の帝国議会の文書、請願に関する文書、議員立法の制定過程等に関する文書について検討できないかとの意見があった。

○ また、行政機関のみならず三権の歴史公文書の総合的かつ一体的な管理を推進するためには、国立公文書館を独立行政法人ではなく国に戻し、国自ら責任をもって取り組めるようにすることも検討すべきではないかとの意見があった。

【平成 21 年 6 月 23 日参議院内閣委員会 公文書管理法案審議 附帯決議】

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

○ さらに、公文書の所有権そのものを移転する「移管」について困難な理由がある場合には、所有権は移転せずに国立公文書館で集中保存・利用を行う「寄託」や、国立公文書館での「共同の常設展示」など、利用・展示面での共同化について検討すべき、その際には利用・展示に関する原則やルールを共通化し、国民に公開していくことが重要との意見があった。なお、これに関連し

て、行政府内で国立公文書館とは別に設けられている外交史料館等の分散保存についても改めて検討を行うべきとの意見があった。

【外交史料館と宮内公文書館】

公文書管理法上の行政府の公文書の移管先となる「国立公文書館等」として、国立公文書館のほかに、政令により外交史料館（港区麻布台（飯倉）や宮内公文書館（千代田区千代田（宮内庁内））等が定められている。外交史料館は明治以降の外務省で作成または取得された公文書を、宮内公文書館は明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁で作成または取得された公文書を、それぞれ保存・利用に供している。外交史料館や宮内公文書館が所蔵する公文書についても、公文書管理法に基づき管理され、利用制限についても、国立公文書館が所蔵する行政府からの移管文書の利用制限と同様の取扱いである。

なお、皇室の私的な文書であって皇室に帰属する文書（皇室文書）は公文書には該当せず、宮内公文書館の対象文書ではない。

- 以上述べたとおり、我が国の国立公文書館は、立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用が可能な機能を有するべきと考える。

（３）公文書の重要性を象徴する施設の国会周辺への立地

- （１）で述べたように、国立公文書館は、憲法など国の重要歴史公文書を「展示」し「学習」という機能を新たに備えるべきであり、若い世代も含めた多くの人々が集まり、実際に公文書等の原本に触れることにより、国のかたちや国家の記憶を将来につないでいく「場」としての役割を果たすべきである。
- また、（２）で述べたように、国立公文書館は、立法・行政・司法の三権すべての「国家」や「国の成り立ち」に係わる公文書の保存・利用を行う機能を有するべきである。なお、その際、保存・利用のための優れた施設を備えるこ

とが、重要歴史公文書の保存を国立公文書館に集中させるインセンティブにもつながる。

- さらに、各国において、国立公文書館は単なる行政庁舎ではなく、国の成り立ちや国家運営の意思決定に関わる公文書の重要性が、建物の態様を通じて伝わるようなナショナルモニュメントとも言うべき施設となっている。アメリカ・ワシントンDCの施設は、国民が国の成り立ちの基本となる文書を閲覧することで、民主主義の重要性を感じとることができるような石造りで格式の高い建築物である一方、ワシントンDC郊外にあるメリーランド州カレッジパークの施設は現代的な建築物である。また、フランスでは、パリの施設がフランス革命以来200年以上にわたる歴史的な建築物である一方、2年前に新たに開館したパリ郊外の施設は現代的な建築物となっている。



(アメリカ国立公文書館 (ワシントンDC))



(アメリカ・メリーランド州カレッジパーク新館 左：外観 右：内部)



(フランス国立公文書館 (パリ))



(新館 (ピエールフィット))



(イギリス国立公文書館)



(イタリア国立中央文書館)



(オーストラリア国立公文書館)

- さらに、各国の国立公文書館においては、カフェなど人が集まる施設が設置されており、人が気軽に集まり、利用することができるようになっている。



(オーストラリア国立公文書館におけるカフェ)



(ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館 外観及びショップ)



(イギリス国立公文書館のショップ)

- 国会近隣に立地している衆議院憲政記念館には、若い世代を含めた多くの
人々が参観しているが、その多くは国会見学に訪れた人とされている。新たな
国立公文書館についても、国政に関する重要な意思決定を行う国権の最高機関
であり、またその機関を見学しに訪れる人たちにとって便利である国会の近隣

に立地することにより、全国から国会見学に訪れる若い世代も含めた多くの国民が訪れ、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法、サンフランシスコ平和条約など、我が国の成り立ちに関わる重要な公文書の原本を直接目にすることを通じて、国の活動や我が国の歴史、民主主義などに対する理解を深めることが可能となると考えられる。また、このような立地であれば、我が国を訪問する外国人の訪問も期待され、国立公文書館を通じて日本の姿を理解してもらうことに資するのではないかと考えられる。

【衆議院憲政記念館と国立公文書館の年間入場者数（平成 25 年度）】（人）

衆議院憲政記念館		国立公文書館
47,413	（うち、団体（学校））	25,246
	37,909	

※ 国立公文書館の入場者数は春・秋の特別展と企画展を合計したもの。

- 多くの国では、国会周辺など国家の中枢エリアにおいて、国家の成り立ちの基本となる文書の展示や学習機能などを有する施設があり、多くの人が来館している。また、多くの子供たちに校外学習の場としても活用されている。
- 以上を踏まえると、新たな国立公文書館は、国会、首相官邸、各省庁など国家の中枢機能が集中するエリアである国会周辺に立地し、憲法の原本を始めとする「国民共有の歴史的・文化的な資産」の重要性が建物の態様を通じて国民に伝わるような施設であるべきと考える。
- このような新たな国立公文書館の前提条件として、国会近隣において候補となり得る一定の広さの土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管となっている。立地については、議員連盟が要請を行っているところであり、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である。
- これらも含め、新たな国立公文書館の必要性及びその在り方について、三権の間で理解が共有されることを期待するものである。

3. 調査検討会議における今後の検討

- 今年度の調査については、国立公文書館が果たすべき様々な機能のうち、特に展示・学習機能などを中心に検討を行った。来年度については、これらの機能についても必要に応じて継続的に調査するとともに、新たな施設に関する具体的な検討事項、すなわち建設のコンセプトを始め、保存機能、人材育成機能、収集機能、修復機能、デジタルアーカイブ機能、他の機関が所蔵している資料との連携の在り方及び各機能の実効性を高めるための官民連携などについて議論を進め、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する検討を引き続き実施する。

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の開催について

平成 26 年 5 月 13 日
内閣府特命担当大臣決定

1. 趣旨

日本国憲法を始めとする重要な歴史公文書等の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から、幅広く調査検討を行うため、「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成員

会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、会議には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 会議の公開等

会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、ホームページに掲載する。

4. 会議の庶務

会議の庶務は、大臣官房公文書管理課において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

<構成員>

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	元内閣府事務次官、一般財団法人建設業振興基金理事長
老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理【座長】
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
神門 典子	国立情報学研究所情報社会相関研究系教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

<オブザーバー>

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

(敬称略、五十音順、役職は平成 26 年 5 月 13 日現在)

「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」開催経過

第1回 5月16日

- ・公文書管理・公文書館に関する制度概要について
- ・今後の進め方等について

第2回 6月13日

- ・国立公文書館が対象とする歴史資料の範囲について
- ・展示機能、学習機能について

第3回 7月10日

- ・研修・人材育成機能について
- ・保存機能、修復機能について
- ・今後の調査の進め方について

第4回 7月30日

- ・収集機能、情報発信機能、デジタルアーカイブ等について
- ・中間提言の骨子案について
- ・今後の調査の進め方について

第5回 8月26日

- ・中間提言案について

第6回 10月29日

- ・国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査（海外調査）について

第7回 1月26日

- ・海外調査の結果概要について
- ・アンケート調査の実施について
- ・今後の進め方について

第8回 2月27日

- ・国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言（骨子案）について

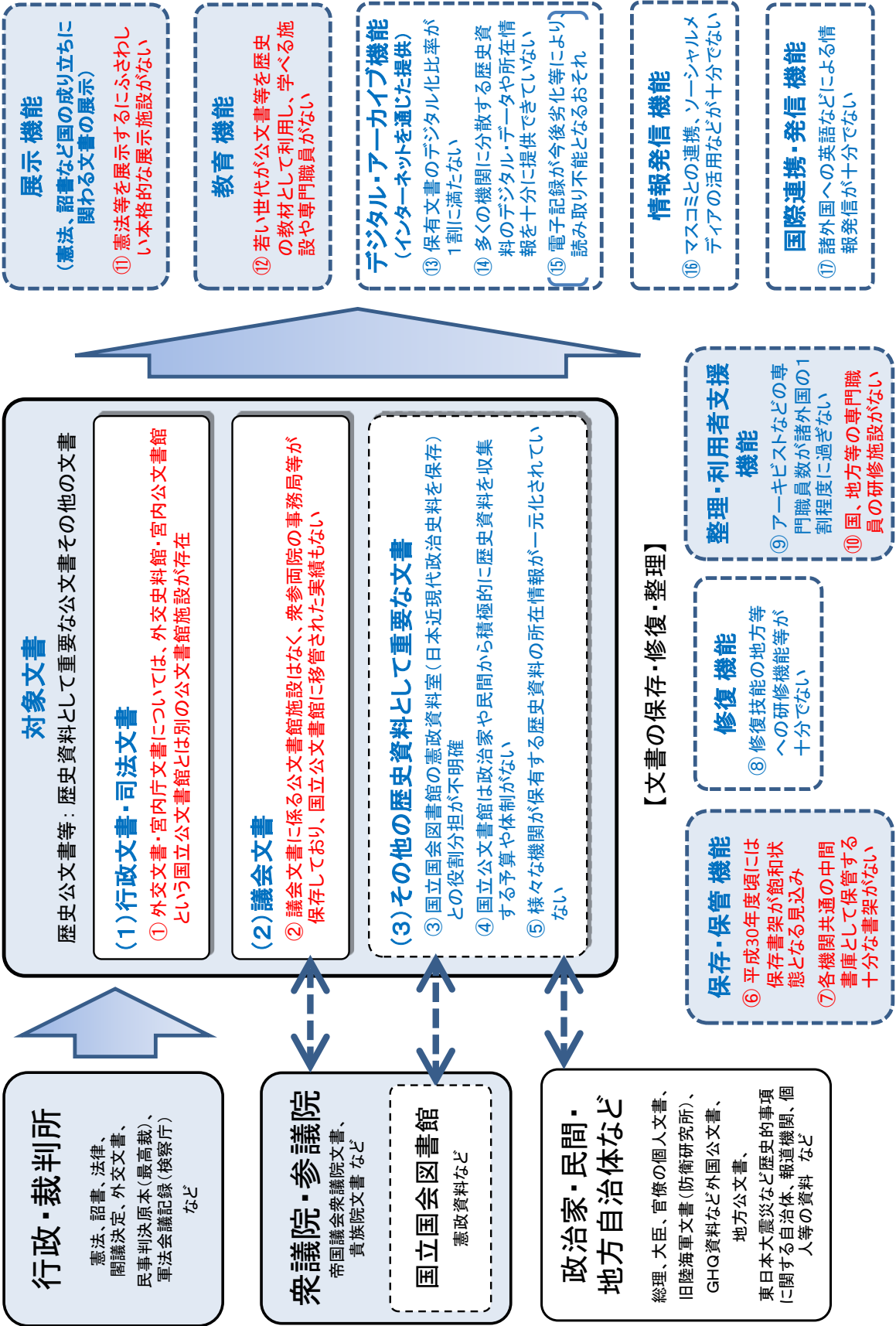
第9回 3月23日

- ・国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言案について

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する検討課題(例)

※赤字部分は、検討課題のうち、施設の在り方に特に密接に関わると思われるもの

【国民・利用者への提供】



【文書の保存・修復・整理】

世界に誇る国民本位の 新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟 設立趣意書

公文書は、健全な民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在、そして未来へと繋ぐ貴重な財産です。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つです。

平成21年に公文書管理法が全党一致で制定され、基本的な法整備が実現したにもかかわらず、我が国の現状は、施設・機能・体制のいずれの面でも諸外国と比べてなお見劣りすると言わざるを得ません。

特に国立公文書館は、憲法原本などの重要歴史公文書を永久保存する唯一の施設としてその本来の役割を果たすどころか、国民にも十分に知られていないのが現状です。

こうした我が国の国立公文書館の現状を憂え、世界に誇る国民本位の新たな公文書館の建設をめざし、

- 一、憲法など重要歴史公文書の展示・利用機能を有し、世界に誇る総合的な公文書館施設を、国会・霞が関周辺の国民が利用しやすい場所に建設すること
 - 一、歴史公文書が様々な施設に分散され、利用者を手助けする体制も貧弱である現状を改革し、国立公文書館等の体制の充実、人材の育成・確保、歴史公文書のデジタル化を進めること等、
- を強力に推進するために、議員連盟を立ち上げることとなりました。

以上の趣旨にご賛同いただき、議員連盟へのご入会ならびに積極的なご参加を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年2月吉日

発起人代表 谷垣禎一

発起人 赤嶺政賢 漆原良夫 大口善徳 小沢鋭仁 河村建夫

後藤斎 佐藤勉 畠中光成 細田博之 保利耕輔

松原仁 山内康一 上川陽子

魚住裕一郎 岡田広 榛葉賀津也 中山恭子 水野賢一

(衆参五十音順)

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年5月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年6月16日

衆議院議長 伊吹 文明 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年6月16日

参議院議長 山崎 正昭 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する中間提言（要旨）

平成 26 年 8 月 29 日

国立公文書館の機能・施設の在り方
等に関する調査検討会議（内閣府）

1. 趣旨・背景

- 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、総理、衆参議長及び最高裁長官に対し要請（本年 5・6 月）
 - （1）衆議院は国会近隣の土地を新たな国立公文書館の建設用地として提供
 - （2）衆参両院はその保有する歴史公文書を国立公文書館に移管又は寄託
 - （3）政府は衆参両院・最高裁と連携して調査検討を進め、必要な予算を計上
- これを受け、衆院議院運営委員長と公文書担当大臣の間で協議が行われ、「三権の集まる場を設けて方向性を協議すること」、「政府の調査検討会議から具体的な提案を行うこと」が衆院議院運営委員長から提案（本年 7 月）
- 「中間提言」は、この提案に応えるため新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性を取りまとめるもの。今後、三権の理解が共有されることを期待しつつ、調査検討会議として考える望ましい方向性を示すこととする。

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

（1）憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

- 我が国の国立公文書館（北の丸公園）は本格的な展示機能を有しておらず、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法などは貴重書庫に保存されており、通常、国民は直接目にすることができない。
- 諸外国では日常的に多くの学生・生徒等が歴史的公文書の原本を通じて国の歴史を学ぶ学習機能を果たしているが、我が国ではそのような光景はまれ。
- 国立公文書館は、国の重要歴史公文書を展示し学習する機能を備えるべき。

（2）立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき国立公文書館に移管できることとされており、最高裁の民事判決原本や検察庁の軍法会議に係る刑事訴訟記録は移管して公開することが合意済み。
- 立法府の文書も、移管が可能な文書は、公文書管理法に基づく国立公文書館への移管について積極的に検討されるべき。
- 移管が困難な場合には、寄託や共同の常設展示などを検討すべき。

（3）国会周辺に立地する公文書の重要性を象徴する施設

- 新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法などの国の重要な公文書を永久に保存し、世界に向けて発信していくような、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべき。
- その前提条件として国会近隣に土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管になっているため、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である。

3. 調査検討会議における今後の検討

- 国立公文書館の機能・施設の在り方に関するその他の幅広い論点について、年度内を目途に報告書を取りまとめる予定。

(資料9)

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査（海外現地調査）

行先・日程	視察先	調査参加委員
アメリカ 11/19～11/23	アメリカ国立公文書管理記録院 本館 アメリカ国立公文書管理記録院 新館 ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館	老川 祥一 座長 内田 俊一 委員 菊池 光興 オブザーバー
ヨーロッパ 11/24～11/30	イギリス国立公文書館 フランス国立公文書館（パリ館） フランス国立公文書館（ピエールフィット館） イタリア国立中央文書館 イタリア国立ローマ文書館	神門 典子 委員 永野 和男 委員
オーストラリア 12/9～12/13	オーストラリア国立公文書館 本館 オーストラリア国立公文書館（メルボルン分館） ビクトリア州公文書センター	—